

参議院建設委員会會議録第二十七号

(三七二)

昭和三十一年四月二十五日(水曜日)午
後二時五分開会

委員の異動

本日委員柏木庫治君、三浦辰雄君、横
川信夫君及び石村幸作君辞任につき、
その補欠として村上義一君、北勝太郎
君、平井太郎君及び齋藤昇君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君
近藤 信一君
鮎川 義介君

委員

入交 太藏君
大谷 賛雄君
齋藤 昇君
武藤 常介君
村上 義一君

政府委員

建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設省計画局長 町田 稔君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件
○建設業法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤木正雄君) これから委員
会を開催いたします。

委員変更の件を御報告申し上げま
す。本日柏木庫治君及び三浦辰雄君が
辞任され、補欠として村上義一君及び
北勝太郎君が指名されました。また横
川信夫君、石村幸作君が辞任され、補
欠として平井太郎君、齋藤昇君が指名
されました。

○委員長(赤木正雄君) 建設業法の一
部を改正する法律案を議題に供し
ます。

本日はこの法案につきまして、逐条
の審議を行います。官房長、各逐条に
ついて、あなたの方から説明かたがた
お話し願います。

○政府委員(柴田達夫君) まず第三章
の二といたしまして、「建設工事の請
負契約に関する紛争の処理」と題する
一章を新たに設けましたわけでござい
ます。従来の第三章の次に、新しい
「請負契約に関する紛争の処理」とい
う一章を設けたわけでございます。こ
れは、この章の規定がこの御提案申し
上げておる内容の大部分でございま
す。あつせんから調停、仲裁まで相当
詳しい規定を設けて、ことに仲裁
の関係をございまして、手続の慎重
を期するといふ意味から、章を設けた
わけでございます。

第三章の二の二十五条でございま
す。建設工事の請負契約に関する紛争
の解決をはかるために、建設工事紛争
審査会を設置する。そうして審査会の
権限を明らかにした規定がございま
す。二十五条は、審査会の設置と、そ

の権限を明らかにいたしました。中央
に、建設省に中央建設工事紛争審査
会、都道府県に都道府県審査会を置く
規定でございまして。

○委員長(赤木正雄君) 今は第二十五
条の二ともいいますか、それに対して
の何か御質疑を願います。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤木正雄君) それでは、次
の第二十五条の二。

○政府委員(柴田達夫君) 第二十五条
の二は、審査会の組織に関する規定で
ございまして、すなわち委員の定数は
十五人以上、その資格は「人格が高潔
で識見の高い者のうちから」といたし
てございまして。これは従来の建設業審
議会の方になりますと、関係官庁の職
員でございまして、あるいは建設業者
側でありますとか、あるいは建設業者
でございまして、あるいは学識経験
者といったような、それぞれの立場に
立つて委員を選任いたしました。その
立場からそれぞれの意見を反映してい
くということが目的でございまして、
今度は紛争の解決をする審査機関で
ございまして、それぞれの立場にとら
われず、紛争が起つた場合に公正に解決
できるように、中立的な立場と申しま
す。専門的な立場で、いずれも一つの
学識経験者として仕事をしていただ
くという趣旨から、公正に委員会が活動
してもらいたいといったような場合に
おきまして、法律はよく「人格が高潔
で識見の高い者のうちから」という文
言を用いております。その文言に従い

まして、その中から委員が選せられ
るようにいたしましたわけでございま
す。二項、三項、四項、五項は組織のあり
方でございまして。

○近藤信一君 「審査会は、委員十五
人以上をもって組織する。」この十五
人以上ということに限定されたその十
五人という、これは「以内」ですか
ら、十人でもいいのか、十五人きつち
りと出すのか、その点が一点と、
それから二項の「人格が高潔で識見
の高い者のうちから」、今御説明がご
ざいまして、一人人格が高潔で識見
の高い者のうち、どのような人を現在
予定されておるか。予定されておる
のであれば、その人をどういう面から
ということを、もう少し具体的に一つ
御説明が願いたい。

それから五項に、「職務を代理す
る。」これは「委員のうちからあらか
じめ互選された者がその職務を代理す
る。」という、代理することなので
が、これは会長代理ということでは置
くのか、委員として互選して、それが職
務を代理するののか、その点をほつきり
お聞かせ願いたい。

○政府委員(柴田達夫君) 十五人とい
はしましたのは、別に十五人でなけれ
ば絶対にならないというやましい要
件があるわけではございませんが、審
査会として常時集まりまして、この紛
争の処理の議決もいたしますと同時に
、この組織としての必要な事項もき
めていくという人数が、あまり大ぜい
になりましてはいかがかと思いまし

て、十五人以上にいたしておきま
して、後に出て参りますが、特別委員と
いうものを設けて、実際この中か
らあつせん委員や、調停委員や、仲裁
委員が選ばれるわけでございまして。そ
ういふ場合のためには、中央と地方と
これはございまして、それぞれ組織の
大きさに応じて、特別委員の数の
調整をつけて、大きな組織ならば大
ぜい特別委員を置くということにいた
したいという考え方でございまして。十
五人といふ考え方は、さらに普通こ
ういふ議決をいたします委員会、奇
数にいたしておきまして採決するの
に容易だということもございまして、十
五人という奇数を用いましたわけで
ございまして。

それから選任の範囲のお話でござ
いまして、まことにこれは抽象的な言
ひでございまして、先ほど御説明した
ような趣旨によりまして、こういうふ
うにしまして、実際の選びます方針と
いたしましては、この審査が一般の民
事訴訟等によらないためには、やはり
実際のことをよく知っておる人とい
うことが一番解決に容易であります。そ
れからいいます一つは、法律上の知識がや
はりこういう紛争のことでありまして
で要りますので、法律家、それから建
設業関係等の技術者、あるいは建設業
そのものの経験者、あるいは学者、
こういうような方々、いわば専門家的
な方々を主としてお願いをいたすこ
とにいたしたいと、かように考えてお
ります。

いま一つ申し落しましたが、五項の職務を代理するの規定でございまして、これはあらかじめ会長に事故があったときに、だれが会長のかわりをやっているかわかりませんと困りますので、委員の中から互選をいたしておきまして、会長の職務代理者というものをきめておくこととございします。従いまして、あらかじめ互選できまされた人は、会長の職務上の代理者として予定されて、いつもおるということになるわけでございします。

○近藤信一君 それは会議のところと重複する点があると思うのですが、この委員十五名だと、その中から会長が議長につきましますね。そうすると、あと偶数になって十四名で、これが採決の場合に七対七という欠陥が生まれやすいのじゃないですか。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の六にお話しの会議と議決方法を一応規定いたしております。委員の過半数が――会長か会長の代理者、先ほどの会長の代理者のほか、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」といういわゆる定足数と、それから三項に「出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長が決する」という規定を設けてございします。十四人が七対七になりますときには、会長がこれを決定するというようにいたしておるのでございします。

○近藤信一君 これは会議のところと重複しておるから質問しますけれども、今の議決のとき、これは「可否同数のときは、会長が決する」とありますが、私がかつて経験したことによりますと、会長は委員としての投票権

を一方持つておるわけなんです。これは裁決じゃないとして、無記名投票なんかやる場合に、そうすると、会長は一方その議決権を持つて、委員としての投票をするのです。そうしてその時に同数になった場合は、さらに会長がこれを決するということになると、会長が二重投票ということになるわけなんです。そういう点、一体これはどういうふうな考えておられますか。

○政府委員(柴田達夫君) そのような場合にはお話の通りになると存じます。が、やはり会長は委員でありまして、委員の互選によって選任されておるものでございしますから、一応委員としての投票権も持つてございします。そして今度は今度可決同数の場合におきましては、これは出席者のいかにによりましますけれども、それでも可決同数になることがあられるわけでございします。その場合は会長という立場でやはりこの規定は裁決ができるということになりますので、お話の通り、その場合は二重に表決権ができるということもやむを得ないと考えております。

○齋藤昇君 どこでお伺いしてもいいのですが、紛争というのはどういうふうな紛争が多いのですか、ちよっとその一、二の点を具体的にお示し願いたい。

○政府委員(柴田達夫君) これは建設工事の請負契約がございします。この請負契約は発注者と建設業者ですが、この間の契約が主でございしますが、中には請負業者同士、つまり元請と下請との契約もございします。それらについて契約の解釈や契約の主として履行をめぐるいろいろな紛争があるわけだ、現在も建設業審議会であつて

けすることができるといふ規定がありまして、資料としてこの前御要求もございまして差し上げてあるかと思ひますが、その内容を一応要約したのでございします。工事が非常におそくなつたというところで発注者の側から文句が出る場合もございします。それから工事が非常に粗雑である、もつと丁寧な仕事をしろというたつたというふうな場合もございします。これらは発注者の側から出る場合でございしますが、今度は金をよこさないじゃないかというふうなことから、資力の問題をめぐつて、業者の側から出る場合もございしますし、こういう予期せざりし事情で非常に金がかかった。たとえば前に事件もございしましたが、地盤の関係で、やつてみたら非常に大へんな工事になったというふうなことから、増額を要求するというような場合もございします。それから設計がまあ初めの考えであつた設計と違つておると、設計の解釈をめぐつての争ひ、大体こういうように工事の遅延、増額要求とか設計変更、工事の粗雑、資力の問題、こういったようなケースをめぐつて紛争があるわけでございします。多いのは、やはり工事の遅延が四割くらいを占めておりまして、一番多いようでございします。

○齋藤昇君 あつせん、調停と民事裁判とは、全然無関係と考えてよろしゅうございしますか。

○政府委員(柴田達夫君) あつせん、調停と仲裁とございまして、あつせん、調停はまあ話し合ひでいくというところとございします。従いまして、あつせん、停調は当事者が承諾をするという

ことを要件といたしておりますので、これはあつせん、調停は裁判上の和解ではございせん、裁判上の和解。それから最後の仲裁でございしますが、これも民事訴訟法に仲裁がございしますが、これは裁判外の第三者の仲裁を求めるといふことにいたしております。が、性質上の民事訴訟法の仲裁と、その仲裁は要りございせん。民事訴訟法の仲裁の場合には、仲裁人によつて民事訴訟法でやるわけでございしますが、この仲裁の場合には、機関だけが、この一種の行政機関である審査会によつて仲裁をするという点が違つてございします。仲裁だけはやはり確定判決と同じ効力を持つという仲裁判断がなされるわけで、仲裁判断がなされれば訴訟ができないうことになるわけでございします。あつせん、調停の場合には訴訟ができるわけです。これできまりません、仲裁がきまりますと訴訟はできないということになっております。

○委員長(赤木正雄君) 官房長、引き続き説明願ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 第二十五条の三は、委員の任期等に関する規定でございまして、任期は二年というところでございします。あとは大体例文でございします。

○委員長(赤木正雄君) 二十五条の三、別に質疑はございせんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) では、次に二十五条の四。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の四は、委員の欠格事項に関する規定でございまして、これも委員会が公正に仕事をしなければなりません関係上、普通の委員会の嚴重な場合の欠格事項

を設けてございします。

○委員長(赤木正雄君) これに対して質疑はございせんか。なければ、二十五条の五。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の五は、委員の解任に関する規定でございまして、これも委員が公正に仕事をしなければならぬものでございします。で、「心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき」、「職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき」を解任の条件にいたしております。

○近藤信一君 そこで建設大臣、それから都道府県の知事が委員を任命するわけなんです、その場合に、先ほどの人格高潔で識見が高い、こういう人を任命するわけなんです、ほかの委員会にもよくあることですが、たとえば政党内閣関係しておる役員が二名以上あつてはいけないうるわけなんです、こういう規定がよくあるわけなんです、これはそういうものに関係なく、政党内閣の役員であるが全部、たとえば自民党、社会党に関係しておる人でもいいと、こういうわけなんです、どちらでしょう。

○政府委員(柴田達夫君) この委員の法律上の性格は、第二十五条の八に出ております。「一般職に属する地方公務員たる性質」ということになっております。地方公務員法の中の指摘された条文の適用については、「一般職に属する地方公務員とみなす」ということになっておりまして、ある程度の拘束を受けますが、今度お話しした政治的な活動、政治活動についての制限はございせん。

○近藤信一君 政治活動に対する制限

がないということになりますと、たとえば議員の高い人で、人格高潔な人で、まあこれは学者であらうと、また何であらうと、政党の役員になっておられる人もあるわけなんです、そうした場合には、それらの人がはからずも十人なり十五人なり一致したというような場合でもかまわないというわけですね。

○政府委員(柴田達夫君) 政治活動の点は制限はございませんから、この委員会の立場を離れて政治活動をされるということは差しつかえないわけでございますが、ここにも書いてございまして、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると、そういう活動が、この審査会の委員として活動すべき場合に、その義務に違反すると認められるという限界になりますれば、この条項からやはり解任の事由が発生いたしますけれども、別に政治的な活動を別の立場でやられるということに関する限りは、差しつかえないわけでございます。

○近藤信一君 私の記憶では、公共企業体の調停委員ですね、それから労働委員会もそうだと思うのですが、やはり政党の役員が制約されておられるわけですね。あれもやはり地方公務員の扱いになっておられるわけなんです、それらとの点は違うわけなんです。○政府委員(柴田達夫君) 今御指摘になりましたのは委員のことは、私必ずしもつまびらかにいたしておりませんが、事柄の性質上、この委員の方はそうそこところは厳重にいたしてございませぬわけでございます。まあ人格、識見の高い人をあらかじめ選ぶという選任の際にもあることでございます。

すから、それでは非行があるというのはおかしいじゃないかというお尋ねもあるかと思いますが、今の政治上の点は、今申しましたような義務違反とか、非行といわれるような段階に達しますれば別ですが、まあそれほど心配がないということですね。最も厳重な規定に、政治活動まで縛るというような規定はあえて設けてございません。

か、あるいは仲裁の場合には、当事者が中から選んでお願いするというようなことができるようにいたすために、特別委員を設けることにいたしました次第でございます。

委員としてお願いをしておくといいこととでございます。特別委員の数でございますが、中央、あるいは大府県等におきましては、相当の人数を設けなくちゃなるまいかと思ひます。これも実はまだやっておりますけれども、はつきりきめておりませんけれども、今のこの差し上げました資料等によりまして、現在、東京のごときは非常に多数の件数が参りますので、あるいは四、五十名も必要じゃなからうか。中央におきましても、中央に相当権威者がそろつておるといふことにでもなりますと、二十名くらいのものはお願いしておかなきゃならないのじゃないか。しかし、あまり件数のないような府県では、ごく少数の方にお願ひすれば足りるのじゃないかと思つておりました。

ね、一年間。○政府委員(柴田達夫君) その通りでございます。○委員長(赤木正雄君) 次は、先ほどちょっとお話をしました二十五条の八、委員と特別委員の公務員上の地位を明らかにいたしたものでございまして。○石井桂君 この審査委員と、特別委員の待遇なんですが、どこかに出ておりましたか。待遇というのは、報酬とかそういうもの、あるいは実費弁償であるとか、いろいろなことがあるだろうと思うのだけれども、それはどこか出ておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の六は、会議と議決の規定でございます。先ほどちょっとお話ししました規定でございます。定足数と、それから表決の方法、議決の方法を規定いたしております。

○委員長(赤木正雄君) 何か質疑はありますか。○委員長(赤木正雄君) なければ、

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の七は、特別委員に関する規定でございます。まして、先ほどお話しがありましたように、委員は十五人以内でございますが、あつせん、調停、仲裁の委員をその中から選ぶという関係上、中央の審査会や、あるいは大きな府県の審査会等におきましては、相当委員がいないと足らない。事件が一時に来た場合には分担してやつてもらわなければならぬということになりまして、この審査会が相当専門的な知識にたよつておる審査会でございますので、いろいろな経験者をあらかじめ特別委員にお願ひをいたしておきまして、そうしてあつせん、調停、仲裁の委員または特別委員の両方の中から会長が指名すると

○政府委員(柴田達夫君) これは一般職でございますが、非常勤の扱いのいわゆる委員でございます。給与というものは支給されません。実費弁償で支給することになっております。○石井桂君 普通は、たとえば二級職とか、二級職に該当する待遇をするとか、旅行するやうな場合、出張するやうな場合には、地方庁であれば、たとえば東京都に例をとると、建設業審査会の委員は局長と同じ待遇だというやうなことが書いてありますね。そういうやうなことがどこかに出ていますか。

○政府委員(柴田達夫君) 今御指摘になりましたのは、まだ大蔵省と折衝する問題が残つておるわけでございますけれども、給与としては出しません。お話の旅費はもちろん支給いたします。それから若干の手当のようなもの、これはもうほんとにごく若干の手当だけのものの支給をお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(赤木正雄君) 次、願ひます。

○政府委員(柴田達夫君) この詳細は、まだ大蔵省と折衝する問題が残つておるわけでございますけれども、給与としては出しません。お話の旅費はもちろん支給いたします。それから若干の手当のようなもの、これはもうほんとにごく若干の手当だけのものの支給をお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(赤木正雄君) 次、願ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の九は、この中央審査会と都道府県審査会の管轄に関する規定でございまして、第一項が中央審査会の管轄、「当事者の双方が建設大臣の登録を受けた建設業者であるとき」、要するにこれは当事者のいずれかが一方が大臣の登録者であるか、あるいは当事者の一方のみが建設業者であつて、建設大臣の登録を受けたものであるか、まあそれが原則でございまして、それから二号にありますが、県と県と、連う県にまたがっているといったような場合、あるいは中央と地方といったように登録行政庁を異にしております場合には、中央がやるということでございます。

府県の審査会の管轄は、その裏になるのでございまして、管轄がまたがっている場合は中央になります、双方が同じ府県の知事登録者である、あるいは一方だけが業者であつて、その業者が知事の登録を受けたものについては府県の審査会の管轄になる。

ただ三頁を設けておまして、双方の合意によりまして管轄審査会を定めることができる。中央の管轄になるべきだけれども、たとえば長崎県なら長崎県で事件が起つていふといふときに、長崎県の審査会に頼もうといふことに合意いたしますれば、当事者の利便も考えまして、可能なようにいたしたわけであります。

○近藤信一君 第二の「登録をした行政庁を異にするとき」というのは、二府県以上にまたがった場合のことですか。

○政府委員(柴田達夫君) 連う府県、建設業者が二人の場合でございまして、

ら、たとえば元請業者と下請業者があるりまして、元請業者の方は東京であるけれども、下請業者は埼玉県であるというような場合におきましては、中央で扱う、こういうことにはいたしてあります。

○近藤信一君 それから三項の、まあ「双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる」と、こういうことになつておりますが、このことも今御説明があつたように、長崎や、それから宮崎と、こういうふうになつてつていふ場合にも、これはたとえば東京まで行くのはえらいから、長崎なり宮崎で、そういう管轄のところをやつてもらいたい、こういう申請があつた場合には、やはりそういうところでやると、こういうことに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございませう。

○石井桂君 関連しまして、この第三項の場合で、東京の業者が埼玉で仕事をし、その場合に、仕事をしつた方と東京の業者との間にトラブルが起る。その場合に、双方の合意によつて埼玉で審議してもらいたいといひましても、東京の業者であれば、東京の方が実地において何でもよく知つておるわけですから、そこへ行かないで埼玉へ行つたつて、監督にならぬと思うのですが、この辺どうですか。

○政府委員(柴田達夫君) 当事者が承諾して埼玉でいいということになれば、そういうお話の点は確かにございませうけれども、それはまあ絶対的なことでもございませう。当事者の意思に従つたらよろう。逆の場合もございませうし、地方の管轄に属すべきものが、中央の方が権威者がそろつておるからして、どうせ双方でやるなら初めから中央へ行こうというようなこともあるかと思ひます。当事者の利便も考へまして、当事者の合意を尊重いたしたわけでございませう。

○石井桂君 これはなぜ私が質問したかといひますと、私、実際にこの仕事を扱つたことがたくさんございまして、調停をしたのですが、その場合に大がいのことはそれを登録した官庁で裁いてもらいたいという声が、むしろ仕事を発注した方から多かったのです。それで埼玉で起つた紛争を東京ですいぶる処理をしたわけですから、だから、実際にそういう場合は、私はこの条文はどうにでも「双方の合意によつて」と書いてあるから逃げられますけれども、実際のパーセンテージは登録をして監督されていふその官庁に出てくるのが九〇%以上でしょう。こう思ふのです、が、そこいらのお見通しはどうでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) 御意見の通りの状態であらうかと思ひまして、原則の管轄は、登録の事情が一番よくわかつていふところがやるのが原則だと思つておられます。ただ、反対ならばいやだと言へばいいわけでありませうから、合意の場合だけ例外にいたしたわけでありませう。

○委員(赤木正雄君) 次を願ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 第二十五条の十は、申請の手続でございまして、審査会に對します場合は、直接ございませうで、中央審査会あてのものは建設大臣を経由をし、都道府県審査会あてのものは知事を経由することになつた次第でございませう。

たした次第でございませう。

○近藤信一君 この「中央審査会に對するものにあつては建設大臣を、都道府県審査会に對するものにあつては建設大臣を経由をし、都道府県審査会に對するものは知事を経由することになつた次第でございませう。」というふうになつておるが、これは建設大臣または都道府県知事というものと、それから審査会とどういう関係があるのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 審査会の性格が建設省及び都道府県に置くということ、それと組織法上の付属機関ということに相なつておまして、この審査会に独自の事務局を置いた純粹の行政委員会という建前をとつておられないので、その事務局を扱う事務局がなす。これは將來ほんとうに完全なものにすればそういう考え方もあるわけでございますが、独自の委員会にいたしてございませうので、その事務局を扱うという意味におきまして、ただ役所の方に付託する、こういう形をとつておるわけでございます。従つて、建設大臣や都道府県知事が内容を審査いたしましたり、その実地に対して影響を及ぼすといふことはいたしません。ただ庶務を扱う、そういう審査会に付託する、こういうことにはいたしておる次第であります。

○近藤信一君 今の御説明で、事務局がない。事務局がないから、中央審査会に對しては建設省それから都道府県に對しては都道府県、こういうことになつておるが、そうすると、建設省なり、また府県で、この事務局といふものは取り扱つていふのですか。

○政府委員(柴田達夫君) お話の通りでございませう。

○近藤信一君 そうすると、建設省ではどういふ課がこの事務局を扱つていくか、あるいはまた都道府県においては、どういふ課がこれを扱つていくか、この点を明確にしたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 建設省法の執行を担当いたしておりますところの部課がございませう。建設省では建設課がやっております。これは建設業審議会の庶務もやっておりますが、府県におきましてはおそらく土木の総務課とか管理課といったような機構が事務を扱います。しかし、これはあくまで單なる庶務機関でございまして、この紛争のあつせん、調停、仲裁をいたしますところの實際の仕事は、一にあつせん委員、調停委員、仲裁委員がみずからやつていただくことになるわけでございます。

○近藤信一君 たとえばあつせん委員会、調停委員会、それから仲裁委員会、こういう委員会を開く場合に、これを記録なんかするのですが、それはどういふ所で扱うのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 庶務を扱いますといふ点におきまして、今の建設省なり府県が記録をするようにいたすわけでございます。

○委員(赤木正雄君) 次を願ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十一は、あつせん調停の開始の規定でございまして、あつせん調停は同じようなケースで開始をいたすことになつておられます。これはあつせん調停はいずれも事務は違つておりますけれども、その性質は、当事者が最後の話し合ひの結果承諾をするというところにかかつて、初めて解決ができる

というものでございますので、当事者の双方または一方から申請がなされたときというのを原則にいたしております。つまり一方からだけでも申請がされれば、開始ができる。最終的にきまるのに双方の合意が必要だからということになるわけでございます。

二号に、職権のあつせん、調停に乗り出す場合を規定いたしました。これは「公共性のある施設又は工作物で政令の定めるもの」というものにつきましては、審査会が申請を待ちませんで、あつせん、調停を行うことができます。規定を設けたわけでございます。しかし、この政令で定めます範囲といたしましては、あまり広範にこれを設けることはいかかと存じておりまして、大鉄道路、軌道、道路、橋梁、堤防、河川といったような工作物を、工作物といたしましては考えておるような次第でございます。

○近藤信一君 これは前の項で質問した方がよかつたかもしれません、このあつせんや調停を申請する前に、あらかじめ特別委員がきまつておるわけなんです、申請する方の特別委員のどれとどれにやつてもらいたいというような希望があると思うのですが、そうした場合に、その希望された委員を会長が指名するというようなことができませんか。

○政府委員(柴田達夫君) 法律上は次に出て参りますのですが、あつせん、調停の場合は、審査会の会長が事件ごとに指名することになっておりまして、一に会長が指名権を持っておりますわけでございます。しかし運用上もちろん希望を申し出ることは差しつかえないこととございまして、その希望

がかなえらるべき希望であれば、運用上、会長がこれを参考供するといふことは十分あり得ることだと思ひます。

○委員長(赤木正雄君) 次。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十二は、あつせんに関する規定でございます。いまして、審査会があつせんの権限は持つてゐるわけでございますが、これは最初の条文でそうなつておりますが、現実のあつせんはあつせん委員がこれに当るといふことになつております。あつせん委員は、委員または特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名いたします。あつせん委員の務めは、この三項に書いてあることがすべてでございます。当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならぬ。こゝういふ心持で両者の間をあつせんして話し合ひをつけるように努力をしていく。そうして両当事者が納得してそれに従えば、あつせんといふものが成り立つといふことになるわけでございます。

○石井桂君 このあつせんに関しまして、前条の第二号に關係ある質問なんです、公共性のある建築物あるいは工作物で紛争が起きたときには、大がいは、業者の能力が途中で足りなくなつて、それで紛争が起るのが多いだろつと思ふのです。その場合に、これは強制あつせんしても大して能率を上げられるようにも思へませんが、そのお見通しはどうでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) 理想的には、あつせんのような方法で、当事者が納得すくめで完全に互譲の精神で話がまとまるというところが理想でございますが、この法案を提出する理由にも

申し述べておりますように、現実にはなかなか紛争の質も深刻になつてきておりまして、なかなか自主的なあつせん方法では解決がつかない。現在、あつせんだけならば、建設業審議会が建設業法でやれるようになっております。それだけではなかなか話が解決していかない。最近の傾向は、ほかの方法がないもので、訴訟まで持つていくというケースが非常に多くなつております。そういうことから、これは理想でございますが、なかなかこれで解決するやうにうまくいくケースはだんだん少くなつていくのじやなからうかというふうな考へております。

○石井桂君 私はなせこゝういふ質問をしたかといふと、たとえば地方庁で公共的な建物を建てたといふと、それにトラブルが起れば、その全体を指揮してゐるのはその知事あたりだろつと思ふのです。ところが、また建設業法を担當してゐる監督官庁も知事である。そういうやうな場合には、なかなかうまくあつせんの効果が上るかどうか、ちよつとわからぬのじやないかといふ気がするのですがね。発注者が知事であり、それでも始末がつかないやうなものを、まああつせん委員会はその知事の下のか部局に置かれておるものだと思ふのですが、そここの局長あたりが一生懸命で力を入れて、あつせん委員にお願いしますと言つても、なかなか実際の効果が上らぬじやないかといふ心配があるのですが、幾らかはいいだろつと思ふけれども、大して能率が上りそうもないやうに思ふのですが、その見通しはどうでしょう。

○政府委員(柴田達夫君) あつせん委員は原則的に、単独で一人の委員がやる場合が多いのでございまして、全く一人の力で非常に両者の間をあつせんするといふこととございまして、発注者が県であつて、なおかつまともななというケースの場合に、これは合意がうまく成立するといふことは、なかなか困難な場合が多からうといふことは、お説の通りに存じますが、しかし現実には、差し上げておるやうな資料におきまして、解決してゐる件数が相当にあるのでございまして、今まであつせんだけでございまして、解決してゐるのはあつせんだけで解決いたしておるわけでありまして、審議会に、全くこれに期待できないといふこともまた断言できないと存じます。

○石井桂君 あつせんで解決してゐる問題は、大が公共性のあるものじやないのです。ほとんどないだろつと思ふのです。公共性のあるものは、大が途中で経済的に打撃を受けて、腰くだけがして逃げちまう場合が多いのです。そういう場合には、どんなに力のあるものでも、発注者側に立つと、大が逃げられてしまつて損害を受けるわけなんです。で、民間の仕事ですと、役所の力がものをいって、あつせんをするの大いに敬意を表してくれるのですが、当事者がやはり公共建物を発注した者であり、しかも建設業法の主管部局を監督しておる長である場合には、なかなかむずかしいと思ふのですが、私は、一応のお見込みは効力があるでしようといふお答えですから、私もそういうふうな期待いたしまして、それはそれ以上の御説明を要求いたしません。

○政府委員(柴田達夫君) あつせん委員は原則的に、単独で一人の委員がやる場合が多いのでございまして、全く一人の力で非常に両者の間をあつせんするといふこととございまして、発注者が県であつて、なおかつまともななというケースの場合に、これは合意がうまく成立するといふことは、なかなか困難な場合が多からうといふことは、お説の通りに存じますが、しかし現実には、差し上げておるやうな資料におきまして、解決してゐる件数が相当にあるのでございまして、今まであつせんだけでございまして、解決してゐるのはあつせんだけで解決いたしておるわけでありまして、審議会に、全くこれに期待できないといふこともまた断言できないと存じます。

○近藤信一君 あつせん委員の員数がきまつていない。今の御答弁では、大かた一人の場合が多いだろつ、こゝういふことでございまして、調停、仲裁には三人づつの委員が、これは員数がきめられておるわけでありまして。ところが、あつせんは員数がきめられておらぬ。あつせんは名実ともにあつせんであつて、双方の意見をよく聞き合せて、そうしてあつせんすることになるわけでありまして。そうした場合に、先ほどの一人の場合が多いといふことになると、なかなか一人では困難じやなからうか、こゝういふふうな思ふのであります。あつちの意見を聞いたり、こつちの意見を聞いたり、あつちこつち一人でかけずり回らなければならぬ、こゝういふ不便があると思ふのですが、その点どういふ工合に考へておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) ほかの場合におきまして、あつせんは大体一人でやる場合が多いのでございまして、これは法律上の要件として一人に限るといたしてありますから、複数である場合を排除するものではございませぬけれども、会長が指名します場合には、原則として一人の場合が多い。一人ではなかなかこんな困難なことはできないといふことは、お説の通りでございますが、むしろ考へようによりましては、あつせんの特徴は、一人の人が困難な中を非常によく熱心に飛び回つて、一人でかけずり回つて解決をするといふやうなのが特徴で、非常に簡易な手続として認められておる制度でございます。そういうものに適しないやうな場合には、次の調停委員、仲裁委員の手続にたよらざるを得ない、

こういうように考えております。

○近藤信一君 あつせんで問題が解決できれば、それにこしたことはないと思うのです。そういう立場からいいますならば、私はあつせんに對して一番努力を傾注する必要があるのじゃないか、こういうふうに考えまして、あつせんにはやはり一人で骨を折るのでなくて、二人で両方の意見を聞き、そうして十分に両方の意見、主張をいれるようにあつせんをはかるのが、あつせん委員会としての私は使命ではなからうか、こういうふうに考えるわけでありま。

○政府委員(柴田達夫君) 原則的には通例、ほかのあつせんから見まして、一人が多かるうと思ひます。しかし三人になると、次の調停委員の制度もございまして、まれには二人ぐらゐあつせん委員をお願いしまして、両方の当事者から信頼されておつて、かつ、その二人の間では話がつきやすいというケースもありますれば、あつせん委員は二人になるということもあるかと存じます。

○委員長(赤木正雄君) 次。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十三でございまして、これは調停に関する規定でありまして、調停は三人の調停委員に相なつております。そういったしまして、委員または特別委員のうちから、これも事件ごとに審査会の会長が指名をいたします。あつせんの方は、先ほどの三項に書いてあります通りでございまして、審査会はそのう

ことのほかに、やや手続が形式ばつてきておるのでありまして、必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。次の四項の、調停案を必ず作成をいたしまして、当事者に対してその受諾を勧告することができるといふような規定が設けられております。そうしてその調停案を作る場合は過半数の意見で作成しなければならぬといふことになつております。あつせんも調停も、最後的にはこのあつせんが調停案をのむかのまじかといふことでございしますから、当事者が納得すくめで受諾するといふことが要件でございまして、その性質は変りませんが、非常に簡単に、先ほど来のあつせんの手続のほかに、やや効果的な、慎重な手続として調停といふ方法も一般に用いられておりますので、この調停の方法もとるうにいたしたい、こういう考え方

○委員長(赤木正雄君) 次、願いま

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十四は今までのあつせん調停の二つの場合をしない場合といふ規定でございまして、紛争がその性質上あつせんもしくは調停をするのに適当でないことを認めるとき、または当事者が不当な目的でみだりにあつせんもしくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん、または調停を審査会にはしない、こ

議的にも理非が明白で、互譲といふことの余地がないといふようなケースでありますとか、互譲によつて妥協するといふことがむしろ不適当である、ただ、たとえて申しますならば、事件の紛争を引き延ばすためにだけ、解決する意思はないのだけれども、ここに持ち込んでおくといふたようなことが、想像はいけませんけれども、明白であるといふようなふうな、審査会が審査をいたしまして認定いたします場合に、これを受理しないといふことができる規定を設けた次第であります。

○石井桂君 この二十五条の十四は、活用の仕方によつてはこの改正が意義がなくなるのじゃないか。何か乱用すると、これは調停するのに適当でないとか、みだりにあつせんをすべきではないといふようなことで、消極的態度でこれをやるようなふうであると、この改正の実が上らぬと思ふのです。こういう条文はどうしても入れておかなきゃ工合悪いのですか。こういう条文に適合する場合こそ調停委員が力を用いたすべき場合だらうと私は思ふ。どうにもしようがないから頼みに来るの、どうにもしようがあるときにはお互いに話し合つてしまふわけです。手にも何も負えないから頼みにくるし、またそれを解決しなければならぬと思ふのです。こは、一番重要なやつをここで骨抜きにしてしまつて、こは思ふのですが、そういうことに私は思ふのですが、そちらの御意見どうですか。

○政府委員(柴田達夫君) 条文の書き方が抽象的でございまして、確かにこもつともな、運用のいかんによつては非常に消極的になるおそれがあるじやないかという御意見はごもつとも存じますが、この手に負えないために見て見ぬふりをするといふた式のことではございせんので、これは性質上互譲といふことがなければ、あつせん、調停は承諾ですからできませんが、とても互譲の余地が、互譲といひますか初めから理非が明確であるといふケースであるとか、あるいは非常に引き延ばしただけのために、解決の意思がないといふことが明瞭に認められるして、それが審査会として認められる場合に限るといふ解釈の規定でございします。その反面におきまして、先ほどの委員の解任の規定が、えらい法律的なことを申して恐縮ですが、あるの

ますか。
○政府委員(柴田達夫君) これがないとどういふことになるかと申しますと、申請を、今申したような悪い方の事例で、解決する意思はない、ただ引き延ばしのために出すといふたような場合にも、無理に受理してやらなければならぬといふことで、かえつて解決がおくれるといふような結果にもなります。今までの場合にもそういうケースも相当にあるようございします。やはりそういう規定を設けておきたい。あとは審査会がなすべきことをなさないか、あるいはなすべからざることをなさないかといふことにつきましては、今の解任の規定もございしますけれども、これは法律上のことで、やはり公けに認められた審査会のしかも多数の議決によることとございしますから、道義的に審査会といふものが非難を受けることにもなると思ひます。公正な常識的な運用が行われぬものであると考える次第でございします。

○委員長(赤木正雄君) 次、願いま

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十五は、仲裁の開始に関する規定でございまして、仲裁の場合、前のあつせん調停の開始の二十五条の十一と違ひまして、これは最終的には一つの仲裁判断、しかもそれは民事訴訟法の仲裁と同じように確定判決と同じ効力をもつて判断をされて、それに従わなかつたやらない。しかも訴訟をすることはできないといふことになるわけ

いう約束があるか、あるいはその紛争が起りました際に、双方から意思が合致して、一つこの審査会の仲裁に服しよう、こういう合意が前提としてなければならぬことになる点が非常に違うのでございます。従いまして、仲裁の場合は、双方から申請がなされる、あるいは仲裁に付するという旨の合意があらかじめ契約の約款等にごさいまして、それに基いて行われる場合は、当事者の一方から申請がありましても有効に開始されるというふうにいたしておる次第でございます。なお中央審査会は、後にございしますように、府県の審査会が異議の申し立てをいたしました場合に、二審のような立場でさらにその異議申し立てにかかる事件の仲裁を行う権限を持っておるわけでございます。

し立てのあった旨を相手方に対し通知しなければならぬという規定になっておりまして、その結果、あらためて申請がなくとも中央審査会の仲裁が開始されるわけでございます。

きましては、この法律に別段の定めがいろいろございします。たとえば今の仲裁委員の選定手続でございますとか、後にございします証調への手続とか、あるいは異議の申し立てとか、資料の関係等が特別になっておりますけれども、原則としては民事訴訟法の仲裁の規定が適用され、民事訴訟法の仲裁人というものがこの場合の仲裁委員になりまして、民事訴訟法第八編の多数の規定を適用するということになるわけでございます。従いまして、これは一口に申ししますと、民事訴訟法の仲裁と同じ機能の性質のものでありますけれども、一人の仲裁人に頼むということではなくして、この場合は建設工事の特殊性から、裁判外の第三者としてなるべく専門的な、それは技術的にも専門家である、あるいは法律的にも専門家である人たちの、実情をよく知つた人たちの仲裁による方が解決しやすいという場合が、建設工事の場合の特殊性といまして非常にあらわれるわけでございます。事実上の認定の問題というやうなものが非常に建設工事の場合には多いということがございしますので、仲裁の機関をこういう特別のこの建設業法によるところの審査会の構成の中から選んだ仲裁委員にするという点だけが違つと、大体一口にいえばなつて

いということですか。この点どのようなお考えですか。

これは、法律であるのですか、この事例は。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十六は仲裁の規定でございます。仲裁はやはり三人の仲裁委員がこれを行いますが、仲裁委員はいきなり審査会の会長が指名いたしませんで、委員または特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者について会長が指名することを原則といたしております。ただし、合意による選定がなされなかつたときは、仲裁が進行いたしませんので、委員または特別委員のうちから会長が指名することにいたしてあります。仲裁は、先ほども申しましたやうな関係上、合意に基いて始まるものでございしますので、なるべく、しかもその効力が相当強いものでございしますから、合意を尊重いたしまして、できれば当事者から信頼された仲裁委員が仲裁に当るということが理想でございします。その上で、それを原則にいたしたの

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十六は仲裁の規定でございます。仲裁はやはり三人の仲裁委員がこれを行いますが、仲裁委員はいきなり審査会の会長が指名いたしませんで、委員または特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者について会長が指名することを原則といたしております。ただし、合意による選定がなされなかつたときは、仲裁が進行いたしませんので、委員または特別委員のうちから会長が指名することにいたしてあります。仲裁は、先ほども申しましたやうな関係上、合意に基いて始まるものでございしますので、なるべく、しかもその効力が相当強いものでございしますから、合意を尊重いたしまして、できれば当事者から信頼された仲裁委員が仲裁に当るということが理想でございします。その上で、それを原則にいたしたの

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十六は仲裁の規定でございます。仲裁はやはり三人の仲裁委員がこれを行いますが、仲裁委員はいきなり審査会の会長が指名いたしませんで、委員または特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者について会長が指名することを原則といたしております。ただし、合意による選定がなされなかつたときは、仲裁が進行いたしませんので、委員または特別委員のうちから会長が指名することにいたしてあります。仲裁は、先ほども申しましたやうな関係上、合意に基いて始まるものでございしますので、なるべく、しかもその効力が相当強いものでございしますから、合意を尊重いたしまして、できれば当事者から信頼された仲裁委員が仲裁に当るということが理想でございします。その上で、それを原則にいたしたの

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十六は仲裁の規定でございます。仲裁はやはり三人の仲裁委員がこれを行いますが、仲裁委員はいきなり審査会の会長が指名いたしませんで、委員または特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者について会長が指名することを原則といたしております。ただし、合意による選定がなされなかつたときは、仲裁が進行いたしませんので、委員または特別委員のうちから会長が指名することにいたしてあります。仲裁は、先ほども申しましたやうな関係上、合意に基いて始まるものでございしますので、なるべく、しかもその効力が相当強いものでございしますから、合意を尊重いたしまして、できれば当事者から信頼された仲裁委員が仲裁に当るということが理想でございします。その上で、それを原則にいたしたの

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の十六は仲裁の規定でございます。仲裁はやはり三人の仲裁委員がこれを行いますが、仲裁委員はいきなり審査会の会長が指名いたしませんで、委員または特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者について会長が指名することを原則といたしております。ただし、合意による選定がなされなかつたときは、仲裁が進行いたしませんので、委員または特別委員のうちから会長が指名することにいたしてあります。仲裁は、先ほども申しましたやうな関係上、合意に基いて始まるものでございしますので、なるべく、しかもその効力が相当強いものでございしますから、合意を尊重いたしまして、できれば当事者から信頼された仲裁委員が仲裁に当るということが理想でございします。その上で、それを原則にいたしたの

○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。今のお話は二十五条の十九に手続のことが書いてございまして、異議の申し立てが二週間以内でございします。異議の申し立てがあったときは、都道府県審査会の仲裁判断に対する異議の申し立てでございますので、都道府県審査会に対して異議の申し立てをいたします。そういった五項で都道府県審査会、こういう異議の申し立てがあったときは異議の申し立ての書面と仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申

○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。今のお話は二十五条の十九に手続のことが書いてございまして、異議の申し立てが二週間以内でございします。異議の申し立てがあったときは、都道府県審査会の仲裁判断に対する異議の申し立てでございますので、都道府県審査会に対して異議の申し立てをいたします。そういった五項で都道府県審査会、こういう異議の申し立てがあったときは異議の申し立ての書面と仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申

○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。今のお話は二十五条の十九に手続のことが書いてございまして、異議の申し立てが二週間以内でございします。異議の申し立てがあったときは、都道府県審査会の仲裁判断に対する異議の申し立てでございますので、都道府県審査会に対して異議の申し立てをいたします。そういった五項で都道府県審査会、こういう異議の申し立てがあったときは異議の申し立ての書面と仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申

○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。今のお話は二十五条の十九に手続のことが書いてございまして、異議の申し立てが二週間以内でございします。異議の申し立てがあったときは、都道府県審査会の仲裁判断に対する異議の申し立てでございますので、都道府県審査会に対して異議の申し立てをいたします。そういった五項で都道府県審査会、こういう異議の申し立てがあったときは異議の申し立ての書面と仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申

○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。今のお話は二十五条の十九に手続のことが書いてございまして、異議の申し立てが二週間以内でございします。異議の申し立てがあったときは、都道府県審査会の仲裁判断に対する異議の申し立てでございますので、都道府県審査会に対して異議の申し立てをいたします。そういった五項で都道府県審査会、こういう異議の申し立てがあったときは異議の申し立ての書面と仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申

しませんでした、ああいう契約の争いそのものは対象にならないということでございます。あとは将来の争いに関する仲裁契約、仲裁人選定の方法、仲裁判断手続、これは当事者に尋問のようなこと、尋問という、審訊をして「事件関係ヲ探知ス可シ」、これは古い規則ですから、証人、鑑定人の尋問ということもございいます。管轄裁判所の協力、それから仲裁手続不遵法の抗弁と仲裁人の続行権、仲裁判断、仲裁判断の効力、これは重要な条文でございまして、「仲裁判断ハ當時者間ニ於テ確定シタル裁判所の判決ト同一ノ効力ヲ有ス」、これはこの場合の適用になるわけでございいます。仲裁判断取消の訴、仲裁判断に基く強制執行、執行判決後の仲裁判断取消の訴、出訴期間、仲裁手続に関する訴訟の管轄裁判所、以上の読み上げましたのは第八編の条文の見出しでございいます。大体そういうようなことが適用になるわけでございいます。

○近藤信一君　そういたしますと、先ほど石井委員がお尋ねしておられました二十五条の十四の問題がまずまずおかしなところではないかと思ふのです。というのは、これはあつせん、調停の申請でございまして、調停が不調に陥った場合には仲裁をやるわけなんです。調停がいかなかった場合には仲裁申請ができるわけなんです。そうすると、仲裁のところではどういふふうになれば、今御説明があつたように、互譲の精神がないものは云々という、まあ詳しく出ておるわけなんです、調停をしないものとす、という二十五条の十四の項目が不必要な感じがするわけな

んです。この点いかがですか。

○政府委員(柴田達夫君)　ちょっと誤解があるようでございまして、あつせん、調停、仲裁はそれぞれ全然無関係でございまして、あつせん、調停がでないものが仲裁になるということとはございせん。初めから仲裁を頼むというケースが、そういうむしろ仲裁を頼むと裁契約等がありますれば、多いわけでありまして、それからあつせんを頼んでくる場合もございまして、あつせんは頼まないで調停を頼む場合もございまして、あつせんも調停も頼まないで仲裁を頼む場合もございまして、これらのことはみないたしませんで、初めから訴訟に、この法律にないのですが、訴訟に持つていくという、いろいろのケースがあると思ひますが、従ひまして調停がだめな場合に仲裁でいくというところが必然の關係を持つておりませんのと、それからこれは今御指摘がございましたが、二十五条の十四はその場合のあつせん調停の場合だけでございまして、互譲の精神が最終であるものではないから、それらのことが合理的でございまして、これは当事者が合意をしないので、これは当事者が合意をしないので、あつせん調停があつて、あつせん調停の場合には、必ずやらなくちゃならない。しかし訴訟として訴訟というところからいいますと、仲裁をいたしましてむろん却下される場合もあると思ひます。

○委員(赤木正雄君)　次。

○政府委員(柴田達夫君)　二十五条の十七は、文書及び物件の提出でございまして、審査会は、これは仲裁の場合でございまして、必要あるときは当事

者の申し出によつて相手方の所持する当該調停契約に関する文書または物件を提出させることができる。仲裁の場合には、仲裁委員は相当仲裁判断を作出すために十分な調査をやらなくちゃならない關係上、こういう権限を認めたのでございまして、そうしてもし相手方が正当な理由なく今のものを提出しない場合におきましては、申立人の主張を真実と認めることができ、申立人と同じように認めまして、申立人の主張を採用するといふことができるようにいたしましたのでございまして。

○近藤信一君　第二十五条の十七です。相手方の所持する当該調停契約に関する文書又は物件を提出させることができる。と、こうありますが、文書は私にはわかりませんが、物件とは何ですか。

○政府委員(柴田達夫君)　文書の方は、お話の通りのものが多いわけでございますが、物件は工事材料でありますとか、つまり工事が複雑であつたとか、あるいは設計が違つていふというやうなことが争ひの場合になりますので、そういう工事材料等の物件についても提出してもらうといふことがあり得るわけでございまして。

○近藤信一君　そうすると、紛争が起つた場合に、文書はよくわかりませんが、物件、今御説明の材料や機械、こういうものを全部意味するわけなんです、それを証拠物件として提出させる、こういうことですか。

○政府委員(柴田達夫君)　お話の通りでございまして、これは一つの証拠調べの規定でございまして、証拠物として提出をするといふことでございまして。

○石井桂君　第二項の、文書または物件を提出しないときは、「申立人の主張を真実と認めることができる。」「こういふふうになつておりますが、これは何か事故によつて、火事にあつて焼失したとか、盗難にあつて失つたとかいふやうなことが判明している、こういうふうに出せないときには、片づけられちゃうのですか。

○政府委員(柴田達夫君)　「正当な理由なく」でございまして、そういうやうな場合は差しつかえがないと思ひます。

なお文書、物件を提出しない場合には、罰則のような規定はございせん。そういう制裁を課すという規定はございせん。それから、強制的行為が必要な場合は、先ほど読み上げました中の裁判所の協力の中で、裁判所に協力を申し出るという規定はございせんが、制裁はございせん。ただ証拠立てる権利を放棄すると同じやうに、相手方の申立人の主張を真実と認めるというだけだいたしてございまして。

○委員(赤木正雄君)　次。

○政府委員(柴田達夫君)　二十五条の十八も証拠調べと同じやうな意味で、仲裁を行う場合にだけ立ち入り検査の権限を認めるのでございまして、相手方のこれも申し出によりまして、相手方の占有する工事現場その他事件に關係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実關係につき検査をすることができ、しかし二項にございまして、うに、この場合の「検査する場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。」「といふことにいたしてあるのでございまして。

す。これもまた三項が、先ほどと同様に、正当な理由なく検査を拒んだときは、棄権したと同じやうに、申立人の主張を真実と認めるという方法によりまして、調べを進行させていくといふ規定でございまして。

○委員(赤木正雄君)　次。

○政府委員(柴田達夫君)　二十五条の十九は、先ほどもお話が出ました異議の申し立ての規定でございまして、都道府県審査の仲裁判断を最終的にいたしますと、何分にも地方のことでございますし、慎重な手続を要するのに対しまして、その判断が十分でないといふ場合に、十分これに信頼して服することができないといふ場合を考へまして、手続を慎重にする意味から、中央審査会が第二審で異議の申し立てに對してもう一度仲裁判断をすることができるといふにいたしてあるのでございまして。異議申し立ての主張が有効の期間は一週間以内でございまして、その間に異議の申し立てがございまして、初めの仲裁判断は効力を失つてしまひまして、その間に異議の申し立てなしに二週間を経過いたしますと、初めの仲裁判断のままで確定判決と同一の効力を有するやうになるわけでございまして。五項は先ほどの手続の規定でございまして。

○委員(赤木正雄君)　別にありませんか。――なければその次。

○政府委員(柴田達夫君)　二十五条の二十は非公開の規定でございまして、原則としてこの調停仲裁の手続は公開しない。しかし例外としては、相当の傍聴を許した方が適當だといふ場合に限つては、そういうことを認める道を開いております。

○委員(赤木正雄君)　別にありませんか。――なければその次。

○石井桂君 これは公開しない方が能率がいいからでしょうか、あるいは公正な仲裁なり調停が阻害されるからでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) これはやはり秘密を保持することが必要だと、あるいはまあ……秘密を保持するというのが主たる原因でございます。

○近藤信一君 この傍聴を許すことができる場合には、これは審査会がきめるのか、調停委員会または仲裁委員会がきめるのか、どちらがきめるののございましょうか。

○政府委員(柴田達夫君) これは調停委員、仲裁委員だけでなく、審査会がきめるべき事項でございます。

○近藤信一君 調停委員なり仲裁委員がこれは傍聴を許しても差しつかえないとしても、審査会がこれは傍聴を許すべきじゃないと、こう決定した場合には、やはり審査会の決定で傍聴させない、やういふことに相なるわけでございますいましょうか。

○政府委員(柴田達夫君) お説の通り相なると存じます。

○委員長(赤木正雄君) 次。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の二十二は、紛争処理の手續に要する費用でございます。これは「当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。」というところで、折半になることが原則であることと存じます。第二項は、特別に当事者の申し立てによって費用を要する行為をしなればならない場合におきましては、その費用を当事者に予納をさせるという方法をとっております。

もし予納をしない場合においては、審査会は費用を予納しない以上、その申し立ての行為をしなくてもよろしいというところにいたしまして、まあ一般の訴訟の原則をとっておりますのと、それからこれらを実施いたします機関は国、公共団体というようにございまして、あまり財政上の負担をかけるまいという趣旨に出るものでございまして、しかし、この御提案をいたしております法案自体は、提案理由にもございまして、紛争をいたすに長引かせないで簡易に解決するということと、実情に即して納得すべくで解決できるといふことのほかに、訴訟によりますと非常に費用がかかるののございまして、非常に比喩すれば、簡易に費用もかからないで済むということにモットーにいたしておるのでございます。

○近藤信一君 二項の「当事者の申し立てに係る費用を要する行為」とはどんなことですか。

○政府委員(柴田達夫君) これは先ほど申しましたように、当事者が申し立てによりまして相手方のどこそこへ行つてもらいたいとかいふような、特別に旅費を要したりするやうな事柄あるいは特別な鑑定を要することを申請するやうな場合におきまして、そういう費用について予納させるという意味でございます。

○近藤信一君 そういたしますと、この当事者が一方は九州の端の鹿児島、一方が東京、こういう場合には、両当事者が仲裁を申請した場合、その鹿児島から来れば相当な旅費や何か要するわけなのです。そういう費用に對してもやはりこれは両方が折半して負担をし、さらにそういう費用を出すことになつておるのかどうか。旅費または

宿舎の宿泊料、こういうものが支弁されるやうになつておるのか、その点お伺いいたします。

○政府委員(柴田達夫君) これは当事者がただ出てくる費用とか個人的な……審査会が行う行為についての費用でございますから、個人的な費用の問題はおのずからそれは当然別問題でございますが、先ほど申し上げたやうな審査会に特別のことをしてもらうという場合の費用につきましては、やはりこれを解決するための費用でございますから、原則としては折半ということになると存じます。

○近藤信一君 出頭させる場合には、これは審査会が出頭させるののございまして、当然出頭した者に対してはそれだけの弁償といふのですか、そういうものがなされると私は思うのです。その点いかがですか。

○政府委員(柴田達夫君) 今お尋ねの出頭のやうな場合は、特に申立てによる費用を要する行為ではございせんので、御質問にもございましたやうに、これは審査会が調べるために出頭を命ずるわけでございますので、紛争処理に要する費用という二十五条の二十一の一項の方の費用になります。

で、紛争処理の手續に要する費用とはどんなものかということになります。書記料、翻訳料、郵便料、公告料、それから当事者や証人の日当、鑑定人等の日当、手当並びにこれらの者の止宿料、旅費、委員の旅費、目当、こういう事柄が大体紛争処理に要する一般的な費用でございます。これは予納の方ではなくて、紛争処理の手續に要する費用として、別段の定めのない限り、各自が負担するということにいたすもので

ございまして。

○齋藤昇君 委員の費用弁償はどうなんでしょうか。どこで支払うのですか。

○政府委員(柴田達夫君) これは地方公務員法の一般職に属する地方公務員とみなすという規定が二十五条の八にございまして、地方公務員法の場合と同様に、その方の規定で実費弁償ができるという規定があります。

○齋藤昇君 そうすると、その委員の所属する府県が……。実際に紛争処理をするために他の府県でいろいろやるという実費弁償も、その当該地方府県が支払うということになるのですか、委員所屬……。

○政府委員(柴田達夫君) 国と府県が持つことになりました。

○齋藤昇君 もう一点、「紛争処理の手續に要する費用」と、特に手續と書いてあるのはどういふ意味ですか。そういう一本の本来の委員の費用弁償とかいうものを除く意味ですか。紛争処理に要する費用でなくて、手續と書いてあります。

○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。委員そのものの費用については手續の費用ではございせんので、別の実費弁償によるわけでございます。

○委員長(赤木正雄君) 次。

○政府委員(柴田達夫君) 二十五条の二十二は、申請手数料、これは「紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。」一般訴訟の原則によつたわけでございます。これは実際の費用という意味でございまして、申請手数料は国の収入、府県の収入となるという

ことを規定いたしました。

○石井桂君 これはどのくらい予想しているのですか、額は。

○政府委員(柴田達夫君) あつせん、調停の申請の場合と、それから別に仲裁の申請の分の二本建のきめ方にいたしました、あつせん、調停の場合は簡易な手續でございまして、むしろ民事調停法による調停の申し立て手数料の額に準じてきめる。それからあとの方は民事訴訟法の仲裁と同じこととございまして、民事訴訟用印紙法に定め

る訴状に貼付すべき印紙の額に準じてきめたいというございまして。その金額については、民事訴訟の場合と同様に、対象となる金額に応じて定めたいと存じておりますが、たとえば三十万円程度のものではありますならば、あつせんは八百円、それから調停は千二百円、それから仲裁は二千四百円ぐらい。それから上りまして、高い方で二百万円ぐらいのものになりますと、あつせんが二千五百円、調停が四千四百五十円、仲裁が八千七百円。さらに一千万円ぐらいのものになりますと、あつせんが五千五百円、調停が一万三千九百五十円、仲裁が二万九千七百円、そういうやうに金額に応じて定めたといふと存じておりますが、これは一応民事調停や訴訟のものと比較いたしまして案を作っている程度でございまして、まだ最終的な決定はいたしていません。

○委員長(赤木正雄君) 次、願います。

○政府委員(柴田達夫君) 次は紛争処理状況の報告に関する規定でございまして二十五条の二十三は、中央審査会は建設大臣に対し、府県審査会は知事に対して、紛争処理の状況について報

上、中央の建設業審議会においてこれを構成する各層の意見を反映せしめる

る理由でございます。

○石井桂君 私はどうしてもその理由があんまりよくわからないのですが、どうもこれは中央集権を強化するようなどうもふうにも受けとれないこともない。地方の方を任意機関にして、出先の仕事を少しにして、中央に持ってきてしまうということは、どうも今の民主主義政治に逆行しているように考える、そういう意識はなかったのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 決してそういう意味で中央集権を考えているということとはございません。中央の建設業審議会も府県の建設業審議会も、ひとしく建設業の改善をはかるためにあるべきことは変わりないわけでございませうが、この前も申しましたように、地方行政機構簡素化のために、府県の方も両方並立して必置にいたしますけれども、十分にございませうけれども、地方財政の簡素化といったときに、まあ一つあるものを二つにするということとはつらいということで、一応任意機関にいたしました。必要のあるものは条例で作ればいい、中央は建設業審議会が非常に仕事も多く活動をしておりまして、これだけは簡素化というわけにも参りませんので、並立をさせたわけにございまして、その場合にまあ府県建設業審議会が任意になりました申しわけと申してはまたおかしいのですが、中央建設業審議会の方でいま少し建設業のそれぞれの実情を十分反映せしめるということに對する要望がかねがね、これはこれと無関係に、強かったものでございまして、この機会に五名増員さしていただきたいというふうに考えたのでござい

ます。中央集権を審議会同士の間ではかつていうような考え方は別にないのでございます。

○委員長(赤木正雄君) 次。

○政府委員(柴田達夫君) 三十六条は、先ほど御説明をすればよかったのでございませうが、準用の規定でございまして、特に御説明を申し上げることはございませう。

○委員長(赤木正雄君) 一括してやって下さい。

○政府委員(柴田達夫君) 三十七条も準用規定を設けましたので、この準用の規定の中に入っております。委員の任期の規定が今までございしましたが、これも整理の上で、三十六条の中で任期の点も準用することにいたしました。関係上、削除いたしましたので、これは整理の関係でございませう。

三十八条の見出しも、これは先ほどのように、中央建設業審議会と都道府県建設業審議会に分けました整理の規定でございませう。

三十九条の二が都道府県建設業審議会の規定を分けた規定でございまして、先ほどの任意設置にいたしましたことを表わした規定でございまして、「都道府県知事の諮問に依り建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができ、」必要な事項は、条例で定める。という旨を規定いたしましたわけでありませう。

四十四条中のその他の削除事項、改正事項は整理に伴うものでございまして、別段の内容を持っておりませう。

○委員長(赤木正雄君) これをもって建設業法の一部を改正する法律案の一

般及び逐条の大体の質疑は終了したように考えられますので、本日はこれをもって閉会するというにいたしましたと思ひますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十九分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設業法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は四月十七日)

昭和三十一年四月二十八日印刷

昭和三十一年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局